

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

平成二十九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二八・六・三法六三）附則一六条（平成二九・四・一施行）

（定義）

第二条（住書略）

一 育児休業 労働者（日々雇用される者を除く。以下この条次章から第八章まで、第二十一条から第二十六条まで、第二十八条、第二十九条及び第十一章において同じ。）が、次章に定めるところにより、その子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第二項の規定により労働者が当該労働者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該労働者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である労働者に委託されている児童のうち、当該労働者が養子縁組によつて養親となることを希望してゐる者及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者）、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。第四号及び第六十一條第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）を除き、以下同じ。）を養育するためにする休業をいう。

二一五（略）